中国改革開放初期の政治体制改革

味 岡 徹

China's political reform in the early stages of the reform and opening-up -

Beginning from 1978, China entered what is known as the period of reform and opening-up: a time when China attempted to liberate itself from the political chaos and economic stagnation under the leadership of Mao Zedong. From the early years of this period, to the decade leading up to the Tiananmen crackdown of June 1989, China achieved a certain level of reform not only in its economy but also in the political structure: the "political structure" here refers not to the foundational Socialist system but to the methods, institutions, and laws which could be altered within that system. In reality, the political reform was to transform the autocratic governing system to a democratic one, securing the basic rights of its people.

The political reform began around 1979, which was led by the reformists within the Chinese Communist Party (CCP), and it became the government's key policy in 1986-87. Because of the Tiananmen incident, however, the reformists lost power and much of their agenda was suspended.

One characteristic of the political reforms of this period was that they were led by high-ranking party officials including the Secretary-General of the CCP and the Premier of the PRC. However, the reformists were not paramount leaders, and because the conservatives continued to be powerful, they could not implement their intended reforms completely. Due to its limited achievements and its short duration, the reforms of this period are generally underrated.

Nevertheless, the nature of the political reform of this period cannot be determined by its achievements alone. It is essential to evaluate the tasks recognized by the reformists, how they intended to implement the reform, and the methodology the conservatives adopted to repudiate their agenda.

This paper investigates the stages in the political reform of this period with special focus on the decision-making process of the reform agenda of the mid-to-late 1980s.

はじめに

現代中国において1978年以降の時期は、毛沢東時代の政治的混迷と経済の停滞からの脱却を目ざした新しい時代であり、改革開放時代と呼ばれている。その初期、1989年6月の天安門事件までの10年あまりは、経済体制のみならず政治体制についても改革が目ざされ、一定の進展があった。ここでいう「政治体制」とはもともと中国語の概念で、社会主義という基本的「政治制度」ではなく、そのもとで改変が可能な政治の方法、制度、法律などを指す。中国における政治体制の改革とは、具体的には専制主義的な政治を民主主義的な政治に改め、国民の基本的権利を保障することであった。

この政治体制改革は、中国共産党内の改革派の主導により1979年頃から始まり、1986~87年に政権の重点政策として取り組まれた。しかし1989年の天安門事件により改革派が力を失うと、多くの項目が中止された。

改革開放初期の政治体制改革に関する研究は一定程度の蓄積がある。その内容は時期によっておおよそ3つに区分される。第1の時期は、1987年頃から1989年の天安門事件前後までで、この時期の研究は政治体制改革のさなかにその進行を追い、中間的成果を確認するものであった¹⁾。

第2の時期は、天安門事件後から1990年代前半までで、この時期の研究は天安門事件という結末を踏まえて、政治体制改革の成果と限界を検討するものが多い²⁾。

第3の時期は、1990年代後半から近年までの時期である。2009年に趙紫陽の回想録『改革歴程』が出版されて、政権内高層での改革をめぐる考えの相違が明らかにされたが、この前後に趙紫陽に近い立場で政治体制改革に参加した人々の回想録あるいは回想的研究もいくつか出版された³⁾。この時期の研究には、趙紫陽や他の人々の回想的著述を利用して改革の意義や政権内部の動きを探るもの⁴⁾と、それとは別に1980年代以降今日まで続

味岡 徹

く政治体制改革の過程の中に改革開放初期の改革を位置づけようとするもの $^{5)}$ がある。

改革開放初期の政治体制改革の1つの特徴は、それを推進した改革派の リーダーたちが中国共産党の総書記あるいは国務院総理といった高い地位 にあったこと、それにもかかわらず彼らは最高指導者ではなく、また保守 的勢力が強大であったために、その意図する改革を十分進められなかった ことである。成果が比較的小さく、また長続きしなかったために、総じて この時期の改革に対する評価は高くない。

しかしこの時期の政治体制改革の姿は、その成果だけでなく、党内の改革派が何を改革の課題と認識し、どのように改革を進めようとしたのか、また保守派はどのように改革に反対したのかを検討することによって一層明らかになるのではないだろうか。

小論はこうした観点から、この時期の政治体制改革の進行とそれをとりまく環境を、とくに1980年代後半の改革案の策定過程を中心にして検討するものである。

1. 政治体制改革の開始

(1)中央工作会議, 11届三中全会と理論務虚会

1978年12月の11届三中全会は、改革開放時期の政治体制改革の出発点であった。鄧小平は11届三中全会の直前に開かれた中央工作会議において、「憲法や党規約の規定する公民の権利、党員の権利、党委員会委員の権利は断固として保障しなければならず、何人もこれを侵すことは許されない」、また「民主的選挙、民主的管理、民主的監督を含め、労働者や農民個人の民主的権利も確実に保障しなければならない」と述べて、社会の民主化と個人の権利の保障を重視する姿勢を見せた⁶。その数日後に開かれた11届三中全会は鄧小平のこうした意見を承認した。三中全会の公報は、

217 — **6**—

鄧小平の中央工作会議での「民主主義を制度化、法律化する」ということばを使って政治体制改革の方針を明らかにした⁷⁾。

1979年1月18日~2月16日と3月25日~4月3日,党中央は理論・思想問題を討議する「理論工作務虚会」を開いた。同会議の目的は、主宰者で中央宣伝部長の胡耀邦によれば、第1に理論宣伝戦線の基本的な経験、教訓を総括すること、第2に11届三中全会後の理論宣伝工作の根本任務を研究することであった⁸⁾が、具体的には毛沢東時代の政治理論、政治体制、またそれを守ろうとする勢力を批判し、改革の課題を探ることであった。

1月27日,鄧小平は理論工作務虚会の討論状況を報告しに来た胡耀邦に対し、「十月革命から60数年、民主はうまく行われていない」、「我々のプロレタリア民主はブルジョア民主を超えなければならない。ブルジョア民主の中のよいものは大いに提唱しなければならない」と述べて、民主に関する討論を促した⁹⁾。このため2月に入って民主に関する発言が増えた。それらの中には、人民代表大会の選挙は「真の民選」ではなく「事実上指名だ」、あるいは毛沢東について「党の主席の名で国家事務を処理する」のは「最大の以党代政(党が政府の業務をする)だ」、「どうして国家主席を設けないのが正しいと言うのだ。これが毛沢東思想か」といった意見もあった。さらにプロレタリア独裁の時期がプロレタリアの先鋒隊(共産党を指す)が独裁を実現する時期とプロレタリア全体の組織が独裁を実現する時期の2つに区分できるのかという共産党の指導権に関わる疑問も提示されたという¹⁰⁾。

(2)「四つの基本原則」

1978年秋から党外で始まっていた民主化運動が共産党の統治を厳しく批判したことは、鄧小平にとって看過できないことであった。また理論工作務虚会で現行の政治体制や毛沢東への批判が出たことも鄧小平を不安にしたようである。

—7— 216

1979年3月16日,鄧小平は党内の会議で,「我々は毛主席という偉大な旗印を断固として守らなければならない。…毛主席を否定することは中華人民共和国を否定することになり,これまでの歴史全体を否定することになる」と語った¹¹⁾。

鄧小平はさらに3月30日,理論工作務虚会において務虚会参加者のほかに多数の幹部を集めて講演し、「社会主義の道を堅持する」、「プロレタリア独裁を堅持する」、「共産党の指導を堅持する」、「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想を堅持する」の「四つの基本原則」を守らなければならないと言った。

鄧は、「各種の措置をとって引き続き党内民主と人民民主の拡大に努めている」、「民主主義がなければ社会主義はなく、社会主義の現代化もない」と民主化を求める世論に配慮しつつも、「プロレタリア独裁こそが人民にとっては社会主義民主なのだ」と述べて、プロレタリア独裁の正当性を主張した¹²⁾。

毛沢東は1957年2月,著名な「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」の講演の中で、許される言論、行動の条件として、①各民族の団結の擁護、②社会主義の道の擁護、③人民民主主義独裁の擁護、④民主集中制の擁護、⑤共産党の指導の擁護、⑥社会主義の国際的団結の擁護の6つを挙げた¹³⁾。鄧小平の「四つの基本原則」は、毛沢東が定めた規範を踏襲するものであった。鄧の講演の前後に政権は魏京生ら民主運動家を逮捕した。

(3)人大制度, 地方政府制度, 共産党内の改革

共産党政権は民主化運動を取り締まったが、ある程度の民主的改革をした。1979年6月~7月に開催された第5届全国人民代表大会第2次会議は、1978年憲法の一部条項を改正し、①県人大の選挙を間接選挙から住民による直接選挙に変更し、②文化大革命中にできた革命委員会を地方人民政府

215 — **8**—

に戻すなどした。また全国人大,地方人大の選挙法を改正し,「等額選挙」 (定員と候補者が同数)を最低1.2倍の「差額選挙」(定員より候補者が多い) に改めるなどした。

1980年8月~9月の第5届全国人民代表大会第3次会議は建国以来初めて無記名投票で国務院総理(趙紫陽)を選出した。ただ民主化運動を取り締まるために、1978年憲法の「四大」(大鳴、大放、大弁論、大字報)権利規定を削除した。

1982年11月~12月の第5届全国人民代表大会第5次会議は、1982年憲法を制定して、①国家主席を再設置し、②国家主席、国務院総理などの連任を2期(計10年)までとし、③人民公社の行政機能を郷政府へ移転して、人民公社解体の準備をした。ただ一方で、地方人大の選挙法が修正されて選挙での候補者宣伝が制限され、また地方人大と地方人民政府の組織法が修正されて、省長・県長などの選挙が「等額選挙」でもよいことになるなど、制度の後退もあった。

共産党内部では、1980年2月の11届五中全会において「党内の政治生活に関する若干の準則」が制定され、「個人の専断をしてはならない」こと、党内の選挙は差額選挙をすることが望ましいこと、また無記名で行うことなどが定められた¹⁴⁾。1982年に胡耀邦が総書記になってから、一部の地方党委員会が党の基層での選挙に差額選挙を導入したという(呉偉(2013)『中国80年代政治改革的台前幕後』新世紀出版及傳媒有限公司(以下『台前幕後』と略す)、324頁)。

(4)鄧小平の政治体制改革提起

1980年8月18日~23日に中央政治局拡大会議が開かれた。この会議は同 月末に予定されていた全国人大で国務院総理を華国鋒から趙紫陽に代える ことなどを討議した。その初日の18日、鄧小平は党と国家の指導制度の改 革について講話を行った。 鄧は指導制度改革の課題として、(1)権力が過度に集中してはいけない、(2)兼職、副職が多すぎてはいけない、(3)「党政不分(党と政府の業務が一体化している)、以党代政」の問題の解決に手をつける。(4)長期的視点から後継者への引き継ぎの問題を解決する。の4つを挙げた。

鄧は民主も重視し、全人民が真に「公民としての各種の権利を持つ」こと、また「政治面で資本主義国の民主より一層高度で一層実質的な民主を 創造する | ことも目標として掲げた。

そして改革の当面の具体策として、①新しい憲法(1982年憲法を指す)を制定すること、②党中央と国務院の若年化のために顧問委員会を設置すること、③政府の業務は国務院と地方の各級政府が討議、決定し、党中央と地方の各級党委員会は指示を出したり決定したりしないこと、④「党委員会指導下の工場長責任制、社長(原文:経理)責任制」を「工場管理委員会、企業理事会、経済連合体の連合委員会の指導、監督下の工場長責任制、社長責任制」に変えていくこと、⑤企業・事業体の労働者・職員代表大会または労働者・職員代表会議を普及、充実させ、その企業・事業体の重大問題を討議、決定させること、⑥各級党委員会は集団指導と個人分担責任制を結びつけた制度を実行することを提示した150。

鄧小平がこの時期に政治体制改革を提起した理由は明確ではない。ただこの年の4月には改革派として地方勤務をしていた趙紫陽と万里が北京に呼ばれて国務院副総理になっており、そのうちの趙紫陽が8月末から始まる全国人大で華国鋒に代わって総理になること、その一方で鄧小平、陳雲、李先念らの高齢幹部が副総理を退くことが予定されていた。また当時「歴史決議」の起草が始まっており、毛沢東時代の政治体制の欠点が議論されていたと思われる。鄧は経済体制改革の中心機関となるべき新体制の国務院が党の保守派高齢幹部の干渉を受けないように、上述の(1)、(3)および③、④、⑥にあるような権力の過度の集中や「党政不分」の問題を提示してその解決を提案した可能性がある。

213 — **10** —

(5)「庚申改革」案

この鄧小平の「八・一八講話」は民主化を求める知識人に歓迎された。同年10月25日,党中央党史研究室副主任廖蓋隆は党の学術会議に政治体制改革案を提出した。廖蓋隆は鄧小平の「八・一八講話」によって党と国家の制度改革が始まったとして、これを「庚申改革」(庚申は1980年の干支)と名づけ、その実質を「党と国家の民主化を実現しようとするもの」と規定した。

「庚申改革」案は、鄧小平の講話の「当面の具体策」にほぼ沿う形で、 ①憲法の改正、②党政不分、以党代政の克復、③企業・事業体の指導制度 の改革、④企業・事業体の民主化と基層の政権・社会生活における直接民 主の実現の4つの課題を挙げた。そして全国人民代表大会を300人の「区 域院」と700人の「社会院」の二院制にすること、法律上の平等、人身の 自由などの権利の法的保護、司法の独立の3原則を守ること、報道の自由、 言論・出版の自由を認めることなどを提案した¹⁶⁾。ただ全国人民代表大会 代表の直接選挙の実現といった議会の党派構成に大きな影響を与えるよう な改革には言及していない。

廖蓋隆の提案は鄧小平の「八・一八講話」の機をとらえて民主的改革を進めようというものであったが、政権高層からの反応はなかった。むしろ1980年夏にポーランドで民主化運動が起きたことや華国鋒主導の「洋躍進」の失敗による経済情勢の悪化などにより、鄧小平は同年12月から「四つの基本原則」を強調するようになったという¹⁷⁾。政権は1981年前半には党外の民主化運動を厳しく取り締まった。

(6)十二全大会

1981年6月の11届六中全会は、華国鋒が党主席と中央軍事委員会主席を

—11 — 212

辞任することを認め、胡耀邦を党主席に、趙紫陽、華国鋒を副主席に、また鄧小平を中央軍事委員会主席に選んだ。党内の保守的勢力はさらに後退 した。

1982年2月20日,共産党は古参幹部の退職制度を創設し、党や政府の中央機関の部長、副部長、省党委員会の第一書記、書記、省政府の省長、副省長などは、正職は通常65歳で、また副職は通常60歳でそれぞれ退職することを決定した¹⁸⁾。これは若年化を進める改革であった。

1982年9月、十二全大会が開かれた。胡耀邦は大会報告で、「高度の社会主義民主を建設することは我々の根本目標」であるとして、「社会主義民主の制度化、法律化を進めなければならない」と述べた。また「党の指導とは主に思想、政治面と方針、政策面の指導であり、幹部の選抜、配置、考課、監督であって、政府や企業の行政業務、生産の指揮と同じと考えてはならない」と、党政分離の方針を明らかにした¹⁹⁾。

党の組織体制では、中央顧問委員会が作られた。大会後の12届一中全会では、胡耀邦が総書記になり、鄧小平が中央顧問委員会主任となることが承認された。これらは世代交代を進め、改革派が活動しやすい環境を作るものであったが、政治制度を変えるものではなかった。

鄧小平は「八・一八講話」以降,政治体制改革に関わる発言をほとんどしなくなった。公開の場では、1985年4月にタンザニア連合共和国のムウィニ副大統領との会見で、11届三中全会が打ち出した重要な国内政策 2つのうちの1つが「政治面で民主を発展させることです」と語った200 くらいであった。

鄧小平はそれよりも、しばしば自由主義的な思想が共産党の支配の正統性を揺るがすことへの警戒心をあらわにした。1981年7月には党中央宣伝部部長王任重らへの談話で、「四つの基本原則を堅持することの核心は、共産党の指導を堅持することだ」、「ブルジョア自由化の核心は党の指導に反対することだ」と述べ、83年10月の12届二中全会では、西洋ブルジョア文化による「精神汚染」が「一部の人々の中に社会主義と党の指導を疑い

211

さらには否定する思潮を生んでいる」と述べ、85年5月には台湾の学者との対談で、ブルジョア自由化の思潮は「西洋資本主義諸国の『民主』、『自由』を崇拝し、社会主義を否定している。これはいけない」と語った²¹⁾。

2. 政治体制改革の再開

(1) 「民主監督」の提唱

1980年代の前半,経済体制改革は農村から都市へ拡大し,経済の成長を 導いた。しかしその副産物として党や政府の幹部が特権を使って商業行為 や不正行為に手を染めるようになった。鄧小平らは幹部の不正行為が人心 の離反を招くのを恐れた。

1986年1月17日,鄧小平は中央政治局常務委員会で、高級幹部の家族の違法行為や犯罪を取り上げた。そして総書記胡耀邦が指揮する中央書記処に対し、「書記処は風気の改善をよくやっている。あと2年やって成果を出すことを提案したい。これがうまくいけば、真に改革と建設を進められる」と指示を出し、「もし社会の空気が悪くなれば、経済がうまくいっても何の意味があろう」と語った²²⁾。

胡耀邦,中央書記処書記胡啓立らは2月に党政幹部の商取引や企業経営を制限する通達を出す²³⁾などしたが,その一方で政治体制改革を通じて腐敗問題を解決することを考え,鄧小平の同意を得たようである。

4月30日, 胡啓立はメーデー100周年記念の集会で講演し,「民主監督を強化して,党風と社会の風気の根本的転換を促す」ことを提起した。胡啓立はさらに,鄧小平の1980年の「八・一八講話」の一節を引用しつつ,「高度な社会主義民主,健全な社会主義法制」が「対外開放,対内活性化を順調に進めるための根本的保証である」として,聴衆の労働者たちに「社会主義の民主と法制の建設」に積極的に参加することを呼びかけた²⁴⁾。

5月2日, 胡耀邦は中央書記処の会議で「民主監督がなければ腐敗する」

と発言し、政治体制に関する調査、研究を指示したという250。

5月8日 『人民日報』は「社会主義民主がなければ社会主義現代化は ない」と題する評論員記事を掲載した。同記事は、冒頭で基層のある労働 者の「大衆の幹部に対する民主監督を強化しなければならない」という意 見を紹介して、これを肯定し、「これは社会主義現代化建設においては社 会主義民主の建設を強化しなければならないというきわめて重要な問題に 関わる | と指摘した。そして「権力を使って私利を図るなどの不正の風潮. 官僚主義などの難病は、つまるところすべて政治的民主化によって解決し なければならない | と主張した²⁶⁾。

この記事も、鄧小平の1978年12月の中央工作会議での演説にある「革命 政党は人民の声が聞こえないのが恐ろしい。最も恐ろしいのはしんと静ま りかえっていることだ」という一節²⁷⁾. また前述の85年4月のタンザニア 副大統領との談話の一節を引用し、鄧小平の権威を利用する書き方をして いた。胡耀邦、胡啓立らはこの時期に鄧小平から政治体制改革再開の許可 を得ていたように見える。

(2)政治体制改革の再提起

209

1986年は、国際環境においては、1985年春にソ連共産党書記長に就任し たゴルバチョフが1986年に政治改革を本格化させ、86年2月にフィリピン でマルコス政権が民衆に倒され、86年3月に台湾で国民党主席の蔣経国が 戒厳令の解除.「党禁」の解除. 選挙制度の改革などを行う意向を表明す るなどの動きがあった。また同年は国内では、1956年春の「百花斉放」百 家争鳴 | を掲げて芸術、学術の自由化をめざした運動から30年目にあたる 年で、党内外で民主化に関する議論が起きていた。

おそらくはこうした政治環境が背景にあって、また直接には胡耀邦らの 提言があって、鄧小平は再び政治体制改革を唱え始めたのであろう。

1986年5月20日 鄧小平はオーストラリアのロバート・ホーク首相との **— 14 —**

会談で、「政治体制改革は機構の肥大化、人員のだぶつき、官僚主義をなくさなければならず、さらに人事制度の改革も含む。…都市の改革はまず権限を下放しなければならず、権限の下放がなければそれぞれの企業や事業所の積極性を引き出せない」と、都市で権限の下放を中心とする政治体制改革を行う考えを示した²⁸⁾。

鄧小平は6月10日には、趙紫陽、姚依林、万里、胡啓立らに対して、「我々は人員の精鋭化と行政の簡素化を図り、真に権限を下放し、社会主義民主を拡大し、人民大衆や基層組織の積極性を引き出さなければならない」と言い、また「1980年に政治体制改革を提起したが、具体化していない。今や日程に載せるべきである」と述べた²⁹。

鄧小平はさらに6月28日,中央政治局常務委員会において,不正の風潮を法秩序によって是正することを話題にし,「経済体制改革だけを行い,政治体制改革を行わないのでは,経済体制の改革もうまくいかない」という観点を示した。そして中央書記処に対して,この問題について「1年ほど時間をかけて調査研究する」ことを指示した³⁰⁾。

この6月28日の指示に従って、翌7月中旬、中央書記処弁公室に「政治体制改革資料編輯組」が作られた。メンバーは書記処弁公室政法組責任者の陳福今をリーダーとする6人で、実際の責任者は胡耀邦の秘書の呉稼祥が務め、「党政分工」(党政分離とほぼ同義の場合と党政分離の程度が低いものを指す場合がある)、幹部制度、法制、民主、機構、総論の6分野について資料を集め、分析をすることになったという(『台前幕後』、67頁)。

(3)改革範囲の限定

鄧小平がやると言ったことにより、政治体制改革は新聞、雑誌で盛んに議論、報道されるようになり、政府や党の機関主催の討論会も開かれ、言論の規制がゆるんだという(『台前幕後』、67-69頁)。この空気の中で、たとえば党内の改革派で中国社会科学院政治学研究所所長の厳家其は6

— 15 —

208

月に、「高度の民主的政治制度を打ちたてること、すなわち公民の政治参与を拡大することが必要なのです」と、国民の政治参加の拡大を主張した 31 。

しかし鄧小平は政治体制改革が政治の民主化を重視したものになることを望んでいなかった。そこで鄧小平はそのことを周囲に伝えた。1986年9月3日、鄧は公明党の竹入義勝委員長との会談で、「我々はまず政治体制改革の範囲を決め、どこから手をつけるかをはっきりさせる必要があります」と言った。そして政治体制改革の目的は、「総じて言えば、官僚主義を一掃し、社会主義民主を発展させ、人民や基層組織の積極性を引き出すことです」と述べて、国民の積極性を引き出すことを最終目的とする考えを示した。

鄧小平は9月13日,趙紫陽をリーダーとする「中央財経指導小組」のメンバーに対して、「私は、政治体制改革の目的は、大衆の積極性を引き出し、効率を高め、官僚主義を克服することだ」と、また改革の内容は、第1に「党政の分離をして、党はどのように指導を改善するのかという問題を解決すること」、第2に「権限を下放し、中央と地方との関係を解決すること」、第3に「機構の簡素化」と伝えた322。この会議では、鄧小平は民主化が目的の1つであるとは言わなかった。

この後1987年になると、鄧小平は政治制度とくに人民代表大会の選挙制度の改革や複数政党制の採用に消極的であることをしばしば表明した。鄧は1987年4月、香港特別行政区基本法起草委員会の委員たちに対し、「我々は中国大陸では、複数政党の競争選挙はせず、三権分立、二院制もしません。我々が行うのは全国人民代表大会の一院制で、これが最も中国の現実に適しています」と、また「我々は10億の人口を持っており、人民の文化的素質も低いので、あまねく直接選挙を実施する条件はまだ熟していません」と述べた330。鄧小平は、6月にもユーゴスラビア共産主義者同盟の幹部とアメリカのカーター元大統領に対して、同様の発言をした340。これらは全国人大の選挙を直接選挙にせよとの、あるいは複数政党制を採用せよ

207

との党内外の要求を拒否するものであっただろう。

(4)政治体制改革案の作成者の交代

鄧小平は十三全大会に政治体制改革案を提出することを決めたが、その 準備を胡耀邦1人に任せようとは思わなかった。

趙紫陽によれば、1984年6月に鄧小平は、胡耀邦が「四つの基本原則」の堅持と「ブルジョア自由化反対」の面で「軟弱」であり、それが総書記を務める上での「根本的な欠点」であると言ったという。そして1986年夏以降、鄧小平と保守派の高齢幹部は胡耀邦を総書記の地位から引き下ろすことを考えた。鄧は1986年9月28日の12届六中全会の後に胡耀邦に対し、十三全大会で胡が中央顧問委員会主任に転じ、総書記を若い人にするという考えを告げたという(趙紫陽(2009)『改革歴程』新世紀出版社(以下『改革歴程』と略す)、184、191、197頁)。

12届六中全会では「社会主義精神文明建設の指導方針に関する決議」(精神文明決議)が採択されたが、その審議の際、「ブルジョア自由化反対」の文言を入れるかどうかで議論があった。元党中央宣伝部長の陸定一が、「ブルジョア自由化」ということばはソ連が中国の1956年の「百花斉放、百家争鳴」方針をけなすのに使った言い方であり、我々は使わないほうがよいと発言したことに対して、鄧小平、趙紫陽らは使うべきだと言ったが、胡耀邦は陸定一に近い立場を取った350。これも胡耀邦が鄧小平の信頼を失う一因となった可能性がある。

鄧小平は1986年9月中旬に、胡耀邦に十三全大会報告の準備を指示し、 胡耀邦は10月初めに十三全大会報告の起草グループを組織した。その責任 者は胡の秘書の鄭必堅で、メンバーは龔育之、于光遠、呉稼祥らであった という(『台前幕後』、249、252頁)。

一方で、鄧小平は前述した9月13日の中央財経指導小組との会議で趙紫陽にも指示を出した。当日、話が政治体制改革に及んだ際、趙紫陽は国内

に、①多党制を実行する、②まず権力機関と党・政府の関係を解決する、 ③まず党政分離の問題を解決するの3種の主張があると述べた。それに対して鄧小平は、「それなら紫陽同志に議論をまとめてほしい」と言い、この指示で趙紫陽が政治体制改革の研究作業を担当することが決まったという(『台前幕後』、75頁)。鄧小平は自身が期待する内容の政治体制改革案の作成には胡耀邦よりも趙紫陽が適任と考え、趙紫陽に任せたのであろう。同年12月初め、鄧小平は胡耀邦と趙紫陽から政治体制改革の研究状況について報告を受けた際、十三全大会報告を「政治報告」と「改革と建設の報告」の2つに分け、前者を胡耀邦が行い、後者すなわち政治体制改革の報告を趙紫陽が行うことを指示したという(『台前幕後』、251-252頁)。趙紫陽は国務院総理ながら党大会の報告の重要部分を担当することになった。

(5)「政治体制改革研討小組」と「研討小組弁公室」

1986年9月18日, 趙紫陽は胡啓立, 田紀雲(国務院副総理, 中央書記処書記), 薄一波(中央顧問委員会副主任)を招き, 政治体制改革の研究方法について協議した。この会議で, 趙紫陽, 胡啓立, 田紀雲, 薄一波および彭冲(全国人大法律委員会副委員長)の5名をメンバーとする「中央政治体制改革研討小組」(政改研討小組)を設置すること,その下に鮑彤(国務院総理弁公室負責人兼国家経済体制改革委員会副主任), 厳家其, 賀光輝(国家経済体制改革委員会副主任)の3名を責任者とする「中央政治体制改革研討小組弁公室」(政改弁)を設け,10~20名の研究員を招聘することを決めた。このプランは鄧小平, 胡耀邦らの承認を得て,10月5日までに中央政治局等に通知された(呉国光(1997)『趙紫陽与政治改革』太平洋世紀研究所(以下『趙与改革』と略す),22-23頁)。政改研討小組と政改弁の研究作業は部外には秘密とされた(『台前幕後』,238-239頁)。

政改弁の総責任者は鮑彤で、責任者にはさらに周傑が加わり、日常業務

の責任者として陳一諮と陳福今が招かれ,10月7日に政改弁の最初の業務 グループ会議が開かれた(『趙与改革』,32頁)。政改弁の研究員は、当初 は鮑彤から推薦された呉国光,陳一諮から推薦された呉偉ら7名で、86年 末までにさらに12名が加わった(『趙与改革』,35-38頁,『台前幕後』,76-78,420頁)。研究員の年齢は30~40歳代が中心で、20歳代の者もいた。

1986年11月7日~8日に中央政治体制改革研討小組の第1次会議が開かれ、政改研討小組の趙紫陽ら5名のほか鮑彤や政改弁の研究員が出席して政治体制改革の目的や対象について協議を行った。

趙紫陽はこの協議をまとめた報告書の作成を政改弁に命じ、作成されたものを政改研討小組の5人の名義で11月18日に中央政治局常務委員会に提出した。この報告書では、政治体制改革の意義を「平和な建設」と「商品経済の発展」の必要に応えるものとし、改革の長期目標を「高度に民主的で、法制が完備し、効率の高い社会主義政治体制を建設すること」と定めた。また短期目標を「指導体制を改革し、各種社会組織の関係と職能を調整し、制度化へ向かわせること」と規定した。

そしてその改革の内容を、①「党政分離」、②「党内民主と人民民主を発展させること」、③「権力の下放、機構の改革、幹部人事制度の改革、行政法規の整備」と定めた(『台前幕後』、98-99頁)。これらは、おおむね鄧小平の1980年の「八・一八講話」と1986年の夏以来の発言に沿ったものであった。

さらに11月末から12月末にかけて、政改研討小組のもとに、7つのテーマについて「専題研討小組」が設置され、研究を行うことになった。そのテーマと責任者は、「党政分離」(責任者:温家宝)、「党内民主と党の組織」(周傑)、「権力の下放と機構の改革」(賀光輝)、「幹部と人事制度の改革」(曹志)、「社会主義民主」(胡縄)、「社会主義法制」(佘孟孝)、「政治体制改革基本原則」(廖蓋隆)であった。廖蓋隆を招いたのは、趙紫陽が1980年の「庚申改革」案を評価したためという。

また「専題研討小組」とは別に中央党校によって「中央党校政治体制改

— 19 — 204

革研討専題組」も作られ、政治体制改革の研究に従事した。政改弁はこれら8つのグループの連絡と研究結果の取りまとめの役割を担ったという(『台前幕後』、73、99-100、214頁)。

(6)1986~87年の学生運動と胡耀邦の失脚

1986年12月上旬、安徽省合肥の科学技術大学で人大代表選挙が民主的に行われないことへの抗議運動が発生し、上海など各地で民主化要求の学生運動が展開されるようになった。運動開始後間もない時期に開かれた中央の書記処会議では、胡耀邦は民主化を求めるのは世界の潮流で、台湾でも変化が起きているとして、学生運動を放任はしないが、押さえつけない方針を示し、改革派の万里も台湾の「党禁」解除やフィリピン、韓国の民主化の動きが中国に影響を及ぼしているとの認識を示して、民衆との対話が必要だと発言し、趙紫陽も学生側のよい意見は受け入れるべきだと述べたという360。

しかしその後学生運動は容易に収束しなかった。このため12月30日, 鄧小平は自宅に胡耀邦, 趙紫陽, 万里, 胡啓立, 李鵬, 何東昌(国家教育委員会副主任)を呼び, 学生運動はブルジョア自由化を放任した結果だとして, 胡耀邦を責めた(『改革歴程』, 192頁)。胡耀邦は鄧小平宛に辞表を書き, 辞表は1987年1月4日に鄧小平の自宅に陳雲, 王震, 趙紫陽, 万里, 楊尚昆らが集まって開かれた会議で紹介され, 受理された。1月16日の中央政治局拡大会議は, 胡耀邦の辞職を承認し, 趙紫陽を代理総書記に選んだ(『改革歴程』, 193, 197頁)。

1987年1月初め、鄧小平の指示により趙紫陽、万里、胡啓立、薄一波、楊尚昆をメンバーとする「耀邦を訪ねて語るグループ」が作られた。胡耀邦が辞職すると、鄧は「耀邦を訪ねて語るグループ」に十三全大会まで仕事をするように命じた。同グループは「中央五人小組」と呼ばれ、実際上中央政治局常務委員会の役割を果たしたという(『台前幕後』、122頁)。

203 — **20** —

鄧小平が1986年12月30日に胡耀邦らを呼んだ会議で行った「ブルジョア自由化反対」の講話は、年明けの1月6日に党内に伝達され、保守派による改革派への圧迫が始まった。1月28日に胡耀邦に近かった党中央宣伝部長朱厚沢が解任され、鄧小平が「断固処分すべきだ」と言った方励之、劉賓雁、王若望は党を除名された。改革派を守るために、趙紫陽は1月28日の中央政治局拡大会議で、「ブルジョア自由化反対」の闘争は党内の主に政治思想領域の事柄であり、経済改革その他の分野に広げてはならないとする考えを述べ、これを党内に通達した370。

保守派の鄧力群(中央書記処研究室主任),胡喬木らはブルジョア自由 化を進めたとされる高官や知識人の更迭や党からの除名を要求し,さらに 趙紫陽のブレーンの鮑彤,厳家其,廖蓋隆らの処分を求めたと言われる(『台 前幕後』,123-128頁)。

1987年4月28日,趙紫陽は鄧小平を自宅に訪ね、十三全大会を改革開放の会議として成功させるためにブルジョア自由化反対よりも改革開放の宣伝を重視することを提案し、鄧の賛成を得た(『改革歴程』、217頁)。また高度な民主の実現に言及した鄧の1980年の「八・一八講話」を7月の『人民日報』に再掲載することの同意も得た。これは鮑彤が趙紫陽に提案したものという(『台前幕後』、131頁)。

趙紫陽は5月13日の「宣伝,理論,新聞,党校幹部会議」において講演し,「ブルジョア自由化思潮氾濫」の「局面はすでに押さえ込まれた」として,改革を進めて生産力を発展させ、「社会主義の優越性を十分に」示してこそブルジョア自由化を抑止できると述べた。また「経済体制改革を宣伝しなければならないだけでなく、政治体制改革の宣伝も少しずつ行うべきである」と言った380。この講話により改革開放が再び世論の主流になったという(『台前幕後』、131-133、135頁)。

-21 - 202

3. 1987年の十三全大会

(1)政治体制改革研討小組の活動

中央政治体制改革研討小組とその下部の政改弁は成立後,1986年末からの学生運動や「ブルジョア自由化反対」運動とは関係を持たずに研究作業を進めた。政改弁は1986年10月から87年8月までに30回あまりの座談会を開催し(『趙与改革』,49頁),そこで得られた意見をもとに政改研討小組への報告書を作成した。

1987年1月4日と2月4日, 政改研討小組は第2回会議を開催した。小組の5人のほかに,鄧力群,高揚(中央顧問委員会委員)そして政改弁の鮑形,周傑,厳家其,賀光輝らが参加し,機関内党組の廃止の当否,人大の選挙制度,中央委員会の若年化,社会主義民主などについて議論を交わした(『台前幕後』,160-163,167-170頁)。

政改研討小組はその後,2月14日に第3回会議を開いて主に党政分離問題を,3月28日に第4回会議を開いて主に党内民主問題を,4月16日に第5回会議を開いて主に機構改革を,5月20日に第6回会議を開いて主に幹部人事制度を,5月28日に第7回会議を開いて主に社会主義民主を議論した(『台前幕後』,174-180,181-186,188-193,197-203,205-213頁)。この5回は各「専題研討小組」の研究報告を聴取する形式で行われた。「社会主義法制」と「政治体制改革基本原則」の2つのテーマについては会議を開かず,両「専題研討小組」が書面の報告を行ったという(『台前幕後』,213-216頁)。

2月14日の第3回会議では、趙紫陽は党政分離の目的について、「我々が党と政府を分離し、関係を調整するのは、最終的にはすべて民主化をやろうというのであり、全体的な目標は民主化だ」と言った。また不正の風潮をなくす方法について、「給料や割増金を公平に分配しない、人とぐる

201 — **22** —

になる、人民の積極性を押さえつけるといった問題に対しては、根本的には直接民主をやらなければならない。もちろん少しずつ実行するのだ。考え方をまとめ、いくつかの制度を作らなければならない」と語った(『台前幕後』、179頁)。

5月20日の第6回会議では、年間1億元という党費収入が話題になり、 趙紫陽は「党費の使途は将来全国代表大会で報告しなければならない」と 発言した(『台前幕後』、202頁)。

(2)「社会主義初級段階|論

十三全大会報告は鄧小平の指示で胡耀邦と趙紫陽が分担して作成し話すことになっていたが、1987年1月に趙紫陽が代理総書記になると、趙が報告全体を準備することになった。

1987年1月24日,趙紫陽は胡耀邦が組織した十三全大会報告の起草グループを召集し、メンバーをほとんど代えずに起草を継続することを伝えた。責任者は鄭必堅のほかに鮑彤を加え、鮑彤を総責任者とした。その後2月末頃までに起草グループの人数を拡充するとともに、趙紫陽、楊尚昆、薄一波、万里、胡啓立の中央五人小組に胡喬木を加えた6名からなる「十三大籌備指導小組」が起草グループを率いる体制が作られた(『台前幕後』、252、254頁)。

2月末頃、趙紫陽は、政改弁の責任者鮑彤、十三全大会報告起草グループ責任者の鄭必堅、7届人大政府工作報告起草グループの責任者袁木らとの会議で、「社会主義の初級段階」を十三全大会で主張する考えを提起した。趙は、「社会主義の初級段階であれば私営や搾取がありうる。搾取は搾取であって悪い働きをするが、思い切って認めればよい。私営は調節をすることでその悪い働きを抑えることができる。公有制がたとえば70パーセントと優勢であれば、私営には長所ばかりで短所はない。公有制も多種多様でよく、国営は株式制にしてよい」と述べたという。

趙紫陽は、「社会主義の初級段階」の社会イメージを、人民共和国建国から1952年頃までの新民主主義時期から得ていたようである。趙は、「以前新民主主義段階をやめにしたのは正しくなかった。社会主義改造をするのが速すぎた。我々は昔のことを持ち出す必要はないが、社会主義の初級段階は新民主主義に似たところがある」と語った390。

「社会主義の初級段階」という社会性質規定は、党中央の公式文書ではすでに3回使われていた。1981年の11届六中全会の「歴史決議」、82年の十二全大会報告(「初級の発展段階」という言い方)、そして86年の12届六中全会の「精神文明決議」である。このうち胡喬木が起草に関わったという前2者では、初級段階であるが社会主義社会であるという文脈で使われるに留まっていた。

しかし後者の胡耀邦が責任者として起草した「精神文明決議」は、「我が国はまだ社会主義の初級段階にあるので、労働に応じた分配を行い、社会主義の商品経済と競争を発展させなければならないだけでなく、さらに相当長い期間、公有制を主体とする前提のもとで多種類の経済成分を発展させ」なければならないと述べて⁴⁰、「初級段階」を私営経済を許容する根拠とした。趙紫陽はこの胡耀邦の考え方を十三全大会報告で利用しようとしたのであろう。

1987年3月18日、「十三大籌備指導小組」の会議が開かれた。同会議で 鮑形は、十三全大会は中国が社会主義の初級段階にあることを「党の政策 と路線の出発点」とするべきだと発言した。会議後、趙紫陽は鮑形にこの 意見を鄧小平宛ての提案書としてまとめるよう指示し、その提案書「十三 全大会報告の大綱を起草する構想について」を3月21日に趙の名で鄧小平 に送った。3月25日、鄧から「このプランはよい」との返事が届いた⁴¹。

(3)「十三全大会報告 | 案の起草

政改弁は政治体制改革案の作成を進めていたが、その改革案を重点の異 199 - 24なる2つの文書にし、1つは「政治体制改革全体構想」として12届七中全会に提出し、もう1つは十三全大会報告起草グループが作成する「十三全大会報告」の第5部分(政治体制改革)と第6部分(党の建設)に組み入れることにした。前者は具体性を重視し、後者は原則を重視するものとされた(『台前幕後』、217、220頁)。

「政治体制改革全体構想」と「十三全大会報告」の両文書は1987年4月末から5月初めにかけて初稿が完成した(『台前幕後』,222頁)。「十三全大会報告」初稿を見た鄧小平は、5月27日に趙紫陽を自宅に呼び、「私は内容についてはそれほど意見はない。意見を言うとすれば、政治体制改革の部分だ。我々は三権分立はまねしないのであり、君たちも三権分立をやろうとは書いていないが、少しまねているのではないか?大切なことは行政機構が有効に働くのを保証することで、これにあまり干渉してはいけない。決まったらすぐやるというのが我々の強みであり、放棄してはならない。独裁を放棄してはならず、民主化を求める声に流されてはいけない」と言ったという(『趙与改革』、422頁)。

5月27日の晩,鮑彤は政改弁の全員を集めて鄧小平の十三全大会報告初稿に対する意見を伝え,また鄧小平が5月22日に朝鮮労働党総書記金日成に対し,「我々の政治体制改革はおよそ安定した正常な秩序に影響を与えるものはやりません。政治体制改革の基本スローガンは効率,安定とすべきであり,民主ではありません」と語ったことも伝えた。翌28日の政改研討小組の第7回会議では,趙紫陽は政改弁に対し,鄧小平の意見をどのように実現するかを研究するようにと,すなわち鄧小平の意向に沿わせよと指示した(『台前幕後』,224頁)。

1987年8月中旬、中央書記処は十三全大会報告第3稿を審議し、これを「徴求意見稿」として印刷して各省・市・自治区党委の常務委員会に送り、意見を求めた。全国でおよそ5000人が討論に参加したという。またこれとは別に8月下旬に党内の100人あまりを北京に招いて座談会を開き、「徴求意見稿」への意見を求めた(『台前幕後』、273-275頁)。

味岡 徹

9月14日,中央書記処の会議で「徴求意見稿」に対する各方面の意見が報告された。趙紫陽は、「最大の反応は党政分離に対するもので、状況は予想したよりも深刻だ。…相当多くの省委員会書記が党政分離に反対であり、分離しないほうがよいと直接言ってくる人もいた」と語り、改革プランの中で党政分離が最も反対を受けていることを明らかにした(『台前幕後』、275-276頁)。

9月30日,中央政治局は十三全大会報告第4稿を審議し、これを「原則採択」して12届七中全会に提出することを決定した。鄧小平はその報告を受けて、「報告は読んだ。意見はない。よく書けている」と言ったという(『台前幕後』、278頁)。

(4)12届七中全会と「政治体制改革全体構想」

1987年7月末,趙紫陽は「政治体制改革全体構想」の草稿を鄧小平に送った。これを読んだ鄧は趙に「この全体構想に賛成する」と回答したが、その時「決して西洋の三権分立、政権交代の方法をとってならない」と指摘した。趙紫陽はそれを聞いてその場で草稿に「決して西洋の三権分立や複数政党の交代執政をまねない」と書き込んだという(『台前幕後』、237頁)。部分的に修正された「政治体制改革全体構想」は9月19日の中央政治局会議で「原則通過」となり、9月27日に鄧小平から「全く賛成だ」との回答を得た(『台前幕後』、247頁)。

10月14日,12届七中全会の予備会議が開催され,趙紫陽は党政分離について講話を行うとともに,「政治体制改革全体構想」について説明をした。 予備会議に出された「政治体制改革全体構想」は,(1)「政治体制改革の理念,目標,内容」,(2)「党政分離」,(3)「党の制度建設」,(4)「権限の下放」,(5)「機構改革」,(6)「人事制度改革」,(7)「社会における協議対話(原文:協商対話)制度の開設」,(8)「社会主義民主政治のいくつかの制度の整備」,(9)「法制建設の強化」,(10)「政治体制改革にあたって把握すべきいくつか

— 26 —

の原則」、(11)「その他のいくつかの重要な問題」の11節から構成されていた。 記述量が相対的に多いのは(2)「党政分離」と(8)「社会主義民主政治のい くつかの制度の整備」であった。(2)では、①各級党委員会の政府機構に合 わせて設けられた各窓口は廃止する、②政府の各部・庁・局の党組は原則 としてすべて廃止するべきである、③企業の党委員会はその企業に対する 一元化指導をやめるなどの方針が提起された。これらは十三全大会報告案 よりも党政分離の度合いが高かった。

(8)では、①全国人大常務委員会委員の専任化をめざす、②人大代表における非共産党員の割合を増やす、③各種の選挙は原則的にすべて差額選挙とすべきである、④人大代表の党派等の構成割合の基準を上級から下級へ伝えるのをやめる、⑤国民の訴訟の法規を制定するなどのプランが示された。これらの一部は十三全大会報告に盛り込まれた。

(9)「法制建設の強化」では、①裁判官、検察官の任期を延ばすとともに、免職や異動をされにくくすることが提起され、また②経済分野以外で早期に制定すべき法律として、「国家機関編制法」、「国家公務員法」、「行政訴訟法」、「国家賠償法」、「新聞および出版法」、「社団法」、「デモ(原文:游行)集会法」、「律師事務法」が列挙された⁴²⁾。これらの法律案の多くは十三全大会報告には載らなかった。

予備会議では「全体構想」に対して多数の修正意見が出された。それらは、(1)では政治体制改革の意義を述べるべきだ、(2)では公安局、検察院、法院については、党組廃止はしばらく保留するのがよい、(9)では「社団法」について新党の結成を許す抜け道を作ってはいけない、などであったという(『台前幕後』、248頁)。

10月20日に開かれた12届七中全会の正式会議では、十三全大会報告案と 党章程の修正案は採択された。しかし「全体構想」については、趙紫陽は もともとは「原則通過」を目ざしていたが、予備会議で批判が多かったた めに、また文書を会議後に公表するつもりがなかったために採決を避けた という(『台前幕後』、248頁)。「全体構想」は「原則同意」され、その主 要な内容が十三全大会報告に書き込まれることになった430。

(5)十三全大会

1987年10月25日,十三全大会が開幕し、趙紫陽は「中国の特色を持つ社会主義の道に沿って前進しよう」と題する大会報告を行った。同報告は、(1)「歴史的成果と今大会の任務」、(2)「社会主義の初級段階と党の基本路線」、(3)「経済の発展戦略について」、(4)「経済体制改革について」、(5)「政治体制改革について」、(6)「改革開放の過程における党建設の強化」、(7)「マルクス主義の中国における新たな勝利を勝ち取ろう」の7章から構成されていた。

このうち(2)では、中国が社会主義の初級段階にあると規定し、「初級段階においてはとりわけ、公有制を主体とする前提のもとで、さまざまな経済構成要素を発展させることが必要である」と述べた。この規定は、私営企業を奨励し、外国企業の誘致を促すものとなった。

最も分量が多い(5)「政治体制改革について」では、まず政治体制改革の目的を、発達した資本主義国よりも「さらに高く、さらに実質的な民主主義を創造する」ことと定めた。

(5)は7つの節に分かれており、その第1節「党政分離の実施」では、「党の指導とは政治指導、すなわち政治原則、政治方針、重大な政策決定の指導と国家の政権機関に重要な幹部を推薦することである」として、「党の指導」を十二全大会の報告よりも明確に定義し、政府各部門の「党組」で政府の活動の統一と効率向上に不利なものは次第に廃止するなどの方策を提示した。

第2節「より一層の権限下放」では、「地方の事柄は地方が処理するようにし、中央の責任は国政の方針を提起することと監督を行うことである」と職務の分離を求めた。第3節「政府の業務機構の改革」では、政府機構を機能的で簡素なものにするとした。第4節「幹部人事制度の改革」では、

195 — **28** —

国家公務員制度を確立することを掲げた。

第5節「社会における協議対話制度の開設」では、「指導機関の活動の公開度を高め、重大な事柄は人民に知らせ、重大な問題は人民に討議させる」ことを基本原則として、「協議対話制度」に関する規定を制定すること、また「各種の現代化された報道、宣伝手段を使って政務と党務に関する報道を増やし、世論に監督の役割を発揮させる」ことを提起した。

第6節「社会主義民主政治の一部制度の整備」では、差額選挙制度を堅持し、「報道・出版、結社、集会、デモなどに関する法律の制定に力を入れ」、「憲法に規定された公民の権利と自由を保障する」と述べた。

第7節「社会主義法制建設の強化」では、現在の政治体制を「革命戦争の時代に生まれ」、「大規模な大衆運動と指令的計画を絶えず強化する過程で発展してきたもの」であって、「平和な条件のもとで経済、政治、文化など多方面の現代化建設を進めるのに適応しておらず、社会主義商品経済を発展させるのに適応していない」と批判し、改革しなければならないと主張した。これは政治的にも経済的にもさらに自由度の高い社会を目ざす姿勢を明らかにするものであった440。

この(5)「政治体制改革について」における第 $1\sim7$ 節は、12届七中全会に提出された「政治体制改革全体構想」の(2)および(4) \sim (9)の計7節に照応しており、「全体構想」の考え方は十三全大会報告に生かされたと言える。

党建設に関わる(6)では、趙紫陽は党内民主を推進する姿勢を示し、①中央政治局常務委員会は中央政治局に対し、また中央政治局は中央全会に対し、定期的に活動状況を報告する制度を作る、②中央全会の毎年の会議回数を増やす、③中央政治局、中央政治局常務委員会、中央書記処の活動規則を作る、④党内の選挙における指名手続きと差額選挙の方法を明確に規定する、⑤党員の権利を保障する具体的条例を制定するなどの具体的提案を行った⁴⁵⁾。以上の趙紫陽の報告は党大会の承認を得た。

大会では党規約も党内民主と党政分離を進める方向へ修正された。党内 民主に関しては、①差額選挙をしてもしなくてもよかったのを差額選挙を することに改め、②党組が重要問題を決める際には表決をすることになった。党政分離に関しては、①企業や行政首長責任制を行っている機関の党の基層組織の任務は、その機関に対しては、党や国家の政策を執行しているかどうかの監督および重大な問題での責任者への批評、提案に留まること、②行政首長責任制を行っている機関内の党委員会はその機関に対する指導を行わないこと、③人大、政治協商会議、民間団体などの党外組織の選挙によって選ばれた指導部には党組を作らなくてもよいことになった46。

大会では新しい党規約が実践され、中央委員を選ぶ選挙で初めて差額選挙が行われた。定員は175名で候補者は185名というわずかな「差額」の選挙であったが、保守派の鄧力群が落選し、鄧小平を驚かせ、陳雲を怒らせたという⁴⁷⁾。

(6)13届一中全会

十三全大会閉幕翌日の1987年11月2日,13届一中全会が開催された。中央政治局常務委員には趙紫陽,李鵬,喬石,胡啓立,姚依林が選ばれ,趙紫陽が総書記に選出された。鄧小平は政治局常務委員と中央顧問委員会主任を退いて、中央軍事委員会主席になり、陳雲は中央顧問委員会主任になり、胡啓立は引き続き中央書記処書記となった⁴⁸。

趙紫陽によれば、こうした人事は早くから鄧小平の主導で練られており、7月7日の鄧小平と中央五人小組の会議で最終的に決められたという。また鄧小平が重要問題の最終決定者になることを13届一中全会で決議することもこの7月の会議で決まった。そして13届一中全会でその通りに秘密決議がなされた(『改革歴程』、232-233頁)。鄧小平は1986年9月にアメリカの記者のインタビューを受け、「私は終身制の廃止を提唱し、さらに定年退職制度を作ることを提唱しています」、また「来年の党の十三全大会で引退したいと周りの人々に話しています」と語ったが、その考えを実行で

193 — **30** —

きなかった⁴⁹⁾。

鄧小平以外の保守派高齢幹部が退任したことは政治体制改革の障害を減らしたが、鄧小平が秘密裏に最高指導者の地位に留まったこと、そして党内高層の人事権を引き続き握ったことは、十三全大会報告が唱えた「党内民主」や「指導機関の活動の公開」に逆行するものであった。

4. 政治体制改革の停止

(1)「中央政治体制改革研究室」

中央政治体制改革研討小組弁公室(政改弁)は十三全大会で任務を終え、廃止されることになった。しかし十三全大会で採択された政治体制改革のプランをどう具体化するか、また政治体制改革をさらにどう進めていくかという問題があった。そこで1987年12月初めに、政改弁に代わって新たに「中央政治体制改革研究室」(政改室)が設置された。その任務は政治体制改革の実施過程における研究と調整、また関係する問題の研究と文書の起草であった。その主任は中央政治局常務委員会政治秘書に昇任した鮑彤が兼任し、副主任は中央弁公庁副主任周傑と国家経済体制改革委員会副主任賀光輝が務め、政改弁にいた陳群林、呉偉ら10数名が引き続き研究メンバーとなった(『台前幕後』、288-289頁)。

12月8日,政改室の第1回全体会議が開かれ,鮑形は研究,業務の課題として,①企業問題,②「協議対話」,③各省市の政治体制改革,④報道改革,⑤社会の政治体制改革に対する意見の収集を挙げた。鮑形は研究員らに対し、趙紫陽がとりわけ②の協議対話と④の報道改革を重視していると伝えた(『台前幕後』,291頁)。

趙紫陽が「協議対話」を重視したのは、人民代表大会、政治協商会議以外の民意の汲み上げルートとして有効だと考えたからではないだろうか。 趙紫陽は十三全大会前の1987年5月20日、政改研討小組の第6回会議にお いて、「対話はポーランドで行ってとてもうまくいった。これはとてもよい方法だ」と述べている(『台前幕後』、202頁)。政改室は発足後、協議対話に関する座談会や実験的な協議対話を行って88年1月初めに報告書の第3稿をまとめたという(『台前幕後』、297頁)。

(2)十三全大会後の政治体制改革

十三全大会で決定した政治体制改革の諸項目は, ある程度実行されたものもあり、また実行されないものもあった。

選挙制度に関しては、十三全大会後まもなく地方の人大と政府の選挙が行われ、候補者の下からの推薦や首長選挙等での差額選挙が実行された。その結果、1988年2月の段階で、党中央サイドが推薦した省人大主任3名、副省長3名、省検察長1名、省法院院長1名の各候補者が落選するなどの変動が起きた。趙紫陽は、政治局常務委員会で「このような選挙はよい。心配することはない」と語ったという(『台前幕後』、324-325頁)。

十三全大会後,党中央は地方の党組織に議事規則の制定や差額選挙を求めた。その結果,上級組織が推薦した候補者が落選するケースが起きた。しかし十四全大会以降の党大会では差額の予備選挙を行い、その後に等額で正式な選挙を行うことになり、差額選挙の意味がほとんどなくなってしまったという(『台前幕後』、330-331頁)。

党政分離については、1989年初めまでに、廃止すべき党組のおよそ2分の1が廃止され、残りも廃止の予定であったという。しかし1992年の十四全大会では党規約が再び修正されて党組を置いてもよいことになり、廃止された党組が復活したと言われる(『台前幕後』、334頁)。

趙紫陽は人権の保障を重視した。趙は1987年12月8日,中央政治局常務委員会で、「ある人は、多くの問題は民主の問題でなく、自由の問題、人権の問題だと言っている。公民の権利の問題だということであろう。この問題は知識人がきわめて切実に感じている。我々は政治制度では西洋のま

191 — **32** —

ねをしないが、憲法に規定された公民の権利は保障されるべきだ」と語った(『趙与改革』、548頁)。

「政治体制改革全体構想」と十三全大会報告が国民の権利に関する法律の制定を提起したのはこのためであった。十三全大会後,その制定の準備が進められた。全国人大常務委員会は1989,90年の2年間に83件の法律を制定することを計画し,その中には「集会デモ(原文:游行示威)法」、「出版法」、「社団法」、「新聞法」、「行政編制法」、「公務員法」などがあったという⁵⁰。このうち「行政訴訟法」は1989年3月~4月に開かれた第七届全国人大第2次会議で制定された。また「集会游行示威法」が天安門事件後の1989年10月に制定された。これは国家の重要機関の周辺300メートル以内の集会、デモを禁止するなど、制限の厳しいものであった。

国家公務員制度を確立するための「公務員法」は、長く公務員の任免権を握っていた党の組織部がその制定に反対し(『台前幕後』、341頁)、ようやく1993年になって国務院が「国家公務員暫行条例」を制定した。法律である「国家公務員法」が制定されたのは2006年であった。

「社団法」、「出版法」、「新聞法」は簡単ではなかった。「社団法」と「出版法」については、胡耀邦らが1980年に「社団法」と同趣旨の「結社法」および「出版法」の制定を提案したが、鄧力群ら保守派が、民主運動家に利用されるとして強く反対したという経緯があった(『台前幕後』、359頁)。

確かに、「社団法」、「出版法」は民間の団体結成や民間の出版を認めるものであり、それらが政党の働きをしたり、共産党を批判する出版活動をする恐れがあった。「社団法」は、1998年9月に国務院によって「社会団体登記管理条例」が制定されたが、登記の条件や活動内容を厳しく制限している。「新聞法」も法律として成立すれば、民間の新聞を認可することになり、共産党が官営のメディアを統制している現状を崩す可能性があった。このため「新聞法」、「出版法」は結局制定されなかった。

(3)1989年の民主化運動

1989年4月15日,胡耀邦が心臓発作で急死した。これをきっかけに北京を中心に胡耀邦の名誉回復,腐敗官吏の処罰などを求める学生運動が発生した。4月22日の胡耀邦追悼会終了後の政治局常務委員会で,趙紫陽は対話を通じて学生の意見を聞き,運動を沈静化させることを提案し,各委員の賛成を得たという(『改革歴程』,25頁)。

しかし翌23日に趙紫陽が北朝鮮へ出かけると、翌24日、政治局常務委員会は打合せ会を開き、学生の民主化運動を「反党・反社会主義の政治闘争」と規定して「中央制止動乱小組」を設置した。鄧小平は25日に国務院総理李鵬、国家主席楊尚昆を呼んで打合せ会の決定に賛意を表明し、「これは一般の学生運動ではなく、動乱だ。旗印を明確にし、力を注いで対処し、この動乱に反対し、止めなければならない」と話した⁵¹⁾。翌26日に『人民日報』の社説が学生らの民主化運動を「動乱」だと非難すると、学生らは激昂し、27日に大規模なデモを行った。

帰国した趙紫陽は学生らの民主化運動を「動乱」とした決定を撤回することを目ざしたが、鄧小平の同意が得られなかった。それでも趙は、腐敗官吏の処罰や民主的権利の保障など人々が関心を持つ問題の改革を通じて民主化運動を沈静化させ、それを契機として政治体制改革を推進しようと考えていたという(『改革歴程』、40頁)。

しかし党も国務院も学生の要求には応じない姿勢を維持し、学生代表との複数回の対話はもの別れに終わった。5月17日、鄧小平宅で中央政治局常務委員会拡大会議が開かれた。趙紫陽は学生らに対する「譲歩」を主張したが、受け入れられず、会議は北京の戒厳実施を決定した⁵²⁾。19日に民主化運動を軍事的に鎮圧することを通知する「党政軍幹部大会」が開かれたが、趙紫陽は休暇を取って欠席した(『台前幕後』、520頁)。これ以降趙は高層の会議に呼ばれなくなった。5月下旬には鮑彤が逮捕された。

189 — **34** —

6月4日の天安門事件後の6月23日~24日に13届四中全会が開催され、 趙紫陽が解任され、江沢民が後任の総書記となった。中央書記処書記の胡 啓立、芮杏文らも解任された。7月には政改室の廃止が決定し、趙紫陽主 導下の政治体制改革は停止された。

おわりに

趙紫陽は社会主義国であっても民主主義が必要だと考えていた。1987年2月23日,趙紫陽は中央書記処の会議で、ソ連のゴルバチョフの改革を論評した上で次のように言った。「我々は自分たちが真の民主で、資本主義はニセ民主だと言う。しかし我々だって民主でないところがあり、真の民主とは言えない。過去の選挙は選択できない選挙だった。真の民主とはとても言えない。この問題は避けてはいけない。社会主義をやるならこの問題を解決しなければならない」(『趙与改革』、313頁)。

趙紫陽はこの考え方を、自身が解任された1989年6月23日の13届四中全会における「自辯発言」でも示した。この時趙は、「人民に、共産党の指導下で、社会主義制度の下で、真の、実質のある民主と自由を享受できるのだと実感させなければならない。そうしなければ、社会主義制度は人民に対する吸引力、凝集力を強化できず、その優越性を示すことができない」と述べた(『改革歴程』、367頁)。

これらから見れば、趙紫陽は社会主義を否定しないながらも、それとは 別に実質のある民主と自由を実現しなければならないと考えて、政治体制 改革を進めたのだと言えよう。

呉国光はこのような趙紫陽を,「いろいろな意味でリベラルな政治家であった」と評している⁵³⁾が,そうした特徴は認められよう。

胡耀邦は、「社会主義民主」観は趙紫陽と異なるかも知れないが、民主 的改革に尽力した点は同じであった。

胡耀邦、趙紫陽らが進めた政治体制改革は、鄧小平が決めた範囲の中で

-35 - 188

行わなければならないものだった。その点で、限界が定められた改革であった。しかし他方、保守派の勢力は強く、最高指導者である鄧小平の支持がなければ改革は推進できなかった。胡耀邦、趙紫陽らは許された条件のもとで最大限の民主化を実現しようとしたと言えよう。

注

- 1) ①鎌田文彦 (1987), ②毛里和子 (1988), ③天児慧 (1988), ④鄭謙・龐松・韓鋼・張占斌 (1988), ⑤浅井敦 (1989) など。このうち②は1987年の十三全大会の政治体制改革案を詳細に分析しており, ③は共産党中央の政治体制改革研討小組と政治体制改革研究室の設置に触れている。
- 2) ①小島朋之(1989), ②鎌田文彦(1990), ③太田勝洪(1990), ④毛里和子(1991), ⑤国分良成(1992), ⑥小林弘二(1993), ⑦田中信行(1993), ⑧ Baum, Richard (1994), ⑨Goldman, Merle (1994) など。①は1978-89年の改革開放政策を政治と経済の両面から論じたもので、④は政治体制改革の制度的成果を分かりやすくまとめている。
- 3) ①呉国光 (1997), ②趙紫陽 (2009), ③呉偉 (2013), ④陳一諮 (2013) などがある。②は次の英語版からの邦訳があるが、中国語版とは少し異なる部分がある。趙紫陽・バオ=プー・ルネー=チアン・アディ=イグナシアス著/河野純治訳 (2010)『趙紫陽極秘回想録:天安門事件「大弾圧」の舞台裏!』光文社。
- 4) ①毛里和子 (2000), ②日吉秀松 (2008), ③Wu, Guoguang and Lansdowne, Helen (eds.) (2008), ④楊継縄 (2010) など。①は1986~89年の国際的な民主 化圧力に着日している。
- 5) ①唐亮 (1997), ②趙宏偉 (1999), ③唐亮 (2001), ④加茂具樹 (2011) など。 ④は1980年代に政治体制改革を通じて人民代表大会の地位が高まったことを論 じている。
- 6)「解放思想, 実事求是, 団結一致向前看」1978年12月13日, 鄧小平(1994), 144, 146頁。
- 7)「中国共産党第十一届中央委員会第三次全体会議公報」1978年12月22日,中共中央文献研究室編(2008)『改革開放三十年重要文献選編』(上),中央文献出版社(以下『改革開放三十年』(上)と略す),19頁。
- 8) 「理論工作務處会引言 | 1979年1月18日. 胡耀邦 (2015). 111頁。
- 9) 鄭仲兵主編(2005) 『胡耀邦年譜資料長編』(上), 時代国際出版有限公司(以下 『胡耀邦年譜』(上) のように略す), 369頁。
- 10) 許保家 (2010), 218, 223-224, 229頁。
- 11) 中共中央文献研究室編(2004)『鄧小平年譜(1975-1997)』(上). 中央文献出

187 — **36** —

- 版社(以下『鄧小平年譜』(上)のように略す)、493頁。
- 12) 「堅持四項基本原則」1979年3月30日、鄧小平(1994)、164-165、168頁。
- 13) 「関於正確処理人民内部矛盾的問題」1957年2月27日, 毛沢東(1977), 393頁。
- 14) 「関於党内政治生活的若干準則」1980年2月29日, 『改革開放三十年』(上), 125. 131頁。
- 15) 鄧小平 (1994). 321. 322. 339-341頁。
- 16) 廖盖隆 (1981). 41-44頁。
- 17) 楊継縄 (2010). 204-205頁。
- 18)「中共中央関於建立老幹部退休制度的決定」1982年2月20日,『改革開放三十年』 (上), 250頁。
- 19)「全面開創社会主義現代化建設的新局面」1982年9月1日, 胡耀邦 (2015), 441, 442, 458頁。
- 20) 鄧小平 (1993), 116頁。
- 21) 「関於思想戦線上的問題的談話」1981年7月17日,鄧小平(1994),391頁。「党在組織戦線和思想戦線上的迫切任務」1983年10月12日,「搞資産階級自由化就是走資本主義道路」1985年5月20日,鄧小平(1993),44,123頁。
- 22) 鄧小平 (1993), 154頁。
- 23)「中共中央,国務院関於進一歩制止党政機関和党政幹部経商,辦企業的規定」 1986年2月4日,『改革開放三十年』(上),413-414頁。
- 24) 胡啓立「当代中国工人階級的歷史的使命—在紀念"五一"一百周年大会上的講話」 『人民日報』1986年5月1日。
- 25) 『胡耀邦年譜』(下). 1093頁。
- 26) 本報評論員「没有社会主義民主就没有社会主義現代化」『人民日報』1986年5月8日。
- 27) 引用された鄧小平の発言は、前掲「解放思想、実事求是、団結一致向前看」、 鄧小平(1994). 144-145頁。
- 28) 『鄧小平年譜』(下). 1118頁。
- 29)「在聴取経済情況彙報時的談話」1986年6月10日,鄧小平(1993),160頁。
- 30) 「在全体人民中樹立法制観念」1986年6月28日、鄧小平(1993)、164頁。
- 31) 「中国の政治体制改革を語る」1986年6月30日, 厳家其著/末吉作訳 (1990), 171頁。原載は『光明日報』1986年6月30日。
- 32) 「関於政治体制改革問題 | 1986年9月~11月、鄧小平(1993), 176-177頁。
- 33)「会見香港特別行政区基本法起草委員会委員時的講話」1987年4月16日,鄧小平(1993),220-221頁。
- 34)「改革的歩子要加快」1987年6月12日,「没有安定的政治環境什麼事都幹不成」 1987年6月29日,鄧小平(1993),242,244頁。
- 35) 『胡耀邦年譜』(下). 1146-1150頁。
- 36) 『台前幕後』, 102頁。原載は呉稼祥(2003) 『中南海日記―中共両代王儲的隕落』 明鏡出版社とあるが、未見。

- 37) 『台前幕後』、114, 118, 120頁。「中共中央関於当前反対資産階級自由化若干問題的通知」1987年1月28日,中共中央文献研究室編(2011)『十二大以来重要文献選編』(中),中央文献出版社(以下『十二大以来選編』(中)のように略す),192,194頁。
- 38) 「在宣伝, 理論, 新聞, 党校幹部会議上的講話」1987年5月13日, 《趙紫陽文集》 編輯組編(2016) 『趙紫陽文集(1980-1989)』第4巻, 中文大学出版社(以下『趙 紫陽文集』(4)のように略す), 96, 101, 103頁。
- 39) 『台前幕後』, 253頁。原載は前掲呉稼祥(2003)であるという。会議の開催日は「2 月28日、29日両日 | とあるが、1987年に2月29日はないので、「2月末頃 | とした。
- 40)「中共中央関於社会主義精神文明建設指導方針的決議」1986年9月28日,『改革開放三十年』(上),434頁
- 41) 『台前幕後』, 256-258頁。趙紫陽「関於草擬十三大報告大綱的設想」1987年3月21日, 『十二大以来選編』(下), 239-241頁。
- 42) 「政治体制改革総体設想」, 『趙紫陽文集』(4), 208-209, 213-215頁。
- 43)「中国共産党第十二届中央委員会第七次全体会議公報」1987年10月20日,『十二大以来選編』(下),385頁。
- 44)「沿着有中国特色的社会主義道路前進」1987年10月25日,『趙紫陽文集』(4), 223, 237-245頁。
- 45) 同前, 247頁。
- 46)「中国共産党章程部分条文修正案」1987年11月1日採択,中共中央文献研究室編(1991),62-65頁。
- 47) 鮑彤 (2012) 『鮑彤文集—二十一世紀編』 新世紀出版及傳媒有限公司. 93頁。
- 48) 中共中央組織部等編(2000), 116, 118, 172, 221頁。
- 49) 「答美国記者邁克・華莱士問」1986年9月2日, 鄧小平(1993), 174-175頁。
- 50) 単仁(1989). 11頁。
- 51) 『鄧小平年譜』(下),1272-1273頁。4月24日に政治局常務委員会打合せ会が「中央制止動乱小組」を設置したことについて、呉偉は、鄧小平の指示があってのことでないかとの呉国光の意見を紹介している(『台前幕後』、452頁)。
- 52) 『鄧小平年譜』(下), 1276-1277頁。
- 53) Wu, Guoguang (吳国光), Democracy and rule of law in Zhao Ziyang's political reform, Wu, Guoguang and Lansdowne, Helen (eds.) (2008), p. 52.

〔参考文献〕

【日本語単行本】

天児慧(1988)『中国改革最前線:鄧小平政治のゆくえ』岩波新書。

国分良成(1992)『中国政治と民主化:改革・開放政策の実証分析』サイマル出版会。 小島朋之(1989)『模索する中国:改革と開放の軌跡』岩波新書。

唐亮(1997)『現代中国の党政関係』慶應義塾大学出版会。

185 — **38** —

唐亮(2001)『変貌する中国政治―漸進路線と民主化』東京大学出版会。

【中国語・英語単行本】

陳一諮(2013)『陳一諮回憶録』新世紀出版及傳媒有限公司。

呉国光(1997)『趙紫陽与政治改革』太平洋世紀研究所。

呉偉(2013)『中国80年代政治改革的台前幕後』新世紀出版及傳媒有限公司。

楊継縄(2010)『中国改革年代的政治闘争』(修訂版), 天地図書有限公司(初版2004年)。 趙紫陽(2009)『改革歷程』新世紀出版社。

鄭謙·龐松·韓鋼·張占斌(1988)『当代中国政治体制発展概要』中共党史資料出版社。 Baum, Richard(1994), *Burying Mao: Chinese politics in the age of Deng Xiaoping*, Princeton University Press.

Goldman, Merle (1994), Sowing the seeds of democracy in China: political reform in the Deng Xiaoping era, Harvard University Press.

Wu, Guoguang and Lansdowne, Helen (eds.) (2008), *Zhao Ziyang and China's political future*, Routledge.

【日本語論文】

浅井敦(1989)「政治と法―憲法を中心として」, 野村浩―編集責任『岩波講座現代中国(1):現代中国の政治世界』, 岩波書店。

太田勝洪 (1990)「中国における政治体制改革論議―『庚申改革』から新権威主義へ」, 山内一男・菊池道樹編『中国経済の新局面―改革の軌跡と展望』法政大学出版局。 鎌田文彦 (1987)「中国の「政治体制改革」について」『レファレンス』第37巻第11号。 鎌田文彦 (1990)「中国における政治改革の構想―1989年民主化要求運動の背景に ついて」『レファレンス』第40巻第7号。

加茂具樹(2011)「彭真と全国人民代表大会―文革後の人代改革と人代の可能性」, 加茂具樹ほか編著『中国改革開放への転換―「一九七八年」を越えて』慶應大学 出版会。

小林弘二 (1993)「中国の政治改革と民主化運動―欧米研究書の紹介を中心に」『アジア経済』第34巻第9号 (9月号)。

田中信行 (1993) 「『党政分離』と法治の課題」,近藤邦康・和田春樹編『ペレストロイカと改革・開放―中ソ比較分析』東京大学出版会。

趙宏偉(1999)「中国の行政改革」、日本比較政治学会編『世界の行政改革』早稲田大学出版部。

日吉秀松 (2008)「1980年代の中国における政治体制改革—鄧小平と趙紫陽の相克」 『研究紀要』(日本大学文理学部)第75号。

毛里和子 (1988) 「中国における政治体制改革—なにを、どう改革するのか?—」, 高橋徹・西村文夫編著『変動期の国際社会』北樹出版。

毛里和子(1991)「中国の政治体制の変容」、岡部達味・毛里和子編『改革・開放時代の中国』日本国際問題研究所。

味岡 徹

毛里和子(2000)「中国一九八六~八九—民主化の夭折と国際環境」『国際政治』第 125号(「民主化」と国際政治・経済)。

【著作集】

毛沢東(1977)『毛沢東選集』第5巻, 人民出版社。

鄧小平(1993)『鄧小平文選』第3巻、人民出版社。

鄧小平(1994)『鄧小平文選』第2巻、人民出版社。

胡耀邦(2015)『胡耀邦文選』人民出版社。

厳家其著/末吉作訳(1990)『中国への公開状』学生社。

《趙紫陽文集》編輯組編(2016)『趙紫陽文集(1980-1989)』第4巻,中文大学出版社。

【伝記・年譜】

許保家(2010)『讓思想衝破牢籠—胡耀邦出任中宣部長的日子(1978-1980)』天行 健出版社。

鄭仲兵主編(2005)『胡耀邦年譜資料長編』(上,下),時代国際出版有限公司。 中共中央文献研究室編(2004)『鄧小平年譜(1975-1997)』(上,下),中央文献出版社。

【史料集】

中共中央文献研究室編(1991)『十三大以来重要文献選編』(上),人民出版社。中共中央文献研究室編(2008)『改革開放三十年重要文献選編』(上),中央文献出版社。中共中央文献研究室編(2011)『十二大以来重要文献選編』(中,下),中央文献出版社。中共中央組織部等編(2000)『中国共産党組織史資料(1921-1997)』第7卷(上),中共党史出版社。

【雑誌記事・新聞】

単仁(1989)「七届全国人大常委会加強民主与法制建設」『瞭望』1989年第13期(3月27日)。

廖盖隆 (1981)「中共『庚申改革』方案」『七十年代』第134号 (1981年 3 月号)。 『人民日報』1986年 5 月 1 日, 8 日。

183 — **40** —